

～国民健康保険料通知書兼保険料領収書の審査請求期間の読み替えのお願い～
行政不服審査法等の施行に伴い国民健康保険法等が改正され、2016年4月1日以降、保険料の徴収金に関して不服がある場合における審査請求期間が60日から3カ月に延長されました。

毎月、保険料を納めていただいたときにお渡ししている国民健康保険料通知書兼保険料領収書の裏面に記載されている審査教示は、法改正前の期間となっています。2016年4月以降の国民健康保険料通知書兼保険料領収書については、審査請求期間を60日から3カ月に読み替えてくださいますようお願いいたします。

※審査請求は、国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して行うことができます。

国民健康保険法改正後、審査教示の審査請求期間が 60 日から 3 カ月に変更されましたが、国民健康保険料通知書兼保険料領収書裏面の審査教示の請求期間は変更されていません。よって「国保組合だより」とホームページでお知らせすることとなりました（2017 年 1 月 13 日、理事室確認）。つきましては健康増進課に下記文面で提示します。